

# 四半期報告書

(第8期第2四半期)

株式会社

**セブン銀行**

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	4
3 【関係会社の状況】 .....	4
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	5
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	18
第4 【提出会社の状況】 .....	19
1 【株式等の状況】 .....	19
2 【株価の推移】 .....	24
3 【役員の状況】 .....	24
第5 【経理の状況】 .....	25
1 【中間財務諸表】 .....	26
2 【その他】 .....	58
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	59

中間監査報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年11月26日

**【四半期会計期間】** 第8期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

**【会社名】** 株式会社セブン銀行

**【英訳名】** Seven Bank, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 安齋 隆

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

**【電話番号】** 03 - 3211 - 3041

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

**【電話番号】** 03 - 3211 - 3041

**【事務連絡者氏名】** 取締役常務執行役員企画部長 二子石 謙輔

**【縦覧に供する場所】** 株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月	平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益 (百万円)	—	41,139	45,234	75,427	83,663
経常利益 (百万円)	—	11,755	15,282	25,021	24,650
中間純利益 (百万円)	—	6,226	9,059	—	—
当期純利益 (百万円)	—	—	—	12,667	13,830
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	—
資本金 (百万円)	—	30,500	30,500	30,500	30,500
発行済株式総数 (千株)	—	1,220	1,220	1,220	1,220
純資産額 (百万円)	—	74,285	92,990	73,849	88,974
総資産額 (百万円)	—	565,065	545,065	532,757	488,137
預金残高 (百万円)	—	211,745	219,411	187,836	170,548
貸出金残高 (百万円)	—	—	—	—	—
有価証券残高 (百万円)	—	64,787	88,856	78,338	97,849
1株当たり純資産額 (円)	—	63,674.56	76,181.89	63,317.15	72,930.25
1株当たり中間純利益 (円)	—	5,337.94	7,425.82	—	—
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	10,736.56	11,808.84
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (円)	—	—	7,425.49	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	2,100	5,000	4,200
自己資本比率 (%)	—	13.15	17.05	13.86	18.23
単体自己資本比率 (国内基準) (%)	—	36.52	41.92	37.94	43.89
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	14,768	27,249	39,750	54,523
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	△5,777	△6,159	△32,215	△43,307

回次	第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月	平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	—	△5,792	△5,124	△5,895	1,303
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	—	257,955	283,243	254,757	267,277
従業員数 〔外、平均臨時従業員 数〕 (人)	— —	274 〔243〕	301 〔179〕	258 〔201〕	290 〔184〕

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、「最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
2. 第7期中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、第6期中間会計期間の記載はしていません。
3. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
4. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社が存在しないため記載しておりません。
5. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
6. 第7期以前の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益につきましては、潜在株式がないので記載していません。
7. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
8. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。
9. 平成20年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

当社の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	301 [179]
---------	-----------

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります(役員、嘱託社員、派遣スタッフ、パート社員を除きます)。  
2. 臨時従業員は[ ]内に、当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1)業績の状況

##### 経営成績の分析

当第2四半期会計期間におけるわが国の景気は、エネルギー・原材料価格高の影響や輸出の増勢鈍化等から、停滞しております。企業収益は、交易条件の悪化等を背景に減少を続けており、設備投資も幾分減少しております。この間、住宅投資は横ばい圏内で推移しているものの、公共投資は低調に推移しております。こうした中、雇用所得の伸び悩みやエネルギー・食料品価格の上昇により、個人消費は弱めの動きとなっております。

銀行業界では、資金需要が引き続き伸び悩み中、米欧金融機関の破綻等を背景とした金融市場の混乱等の影響により経営は厳しさを増しており、さらなる経営効率化や競争力の強化が課題となっております。

##### (当期間の経営成績)

当第2四半期会計期間の経常収益は、利用件数の増加に伴いATM受入手数料が増加したこと等から、22,979百万円となりました。一方、経常費用は、第2世代ATMへの更新進捗やATM設置台数の増加等に伴う減価償却費の増加等から、15,189百万円となりました。

以上の結果、経常利益は7,790百万円、四半期純利益は4,625百万円となりました。

##### (ATMサービス)

当第2四半期会計期間も提携先の拡大、サービスの拡充のほか、セブン&アイHLDGS.グループ外も含めたATM設置場所の拡充等、ATMの利便性向上に努めてまいりました。

当第2四半期会計期間においては、新たにじぶん銀行（平成20年7月）と提携しました。この結果、平成20年9月末現在の提携金融機関は、計560社（注）となりました。内訳は、銀行95行、信用金庫258庫、信用組合127組合、労働金庫13庫、JAバンク1業態、JFマリンバンク1業態、証券会社8社、生命保険会社8社、その他金融機関49社となっております。

この間、ATM設置については、利用件数の多いセブン-イレブン店舗へのATM複数台設置（平成20年9月末現在、2台設置は455店舗）を引き続き推進したほか、西武百貨店、そごう、ロフト等、セブン&アイHLDGS.グループ内の設置を新たに開始しました。また、一方、グループ外では、空港やホテル、病院、ショッピングセンター、サービスエリア等に新たに設置したほか、平成20年9月には六本木ヒルズの新生銀行ATMコーナーに当社ATMを設置し、共同ATMコーナーとする等、設置場所、設置形態を拡充してまいりました。この結果、ATM設置台数は13,307台となりました。なお、第2世代ATMへの更新は平成20年9月末に完了し、全てのATMが第2世代ATMとなりました。

以上のような取組みの結果、当第2四半期会計期間の平均利用件数は116.0件、総利用件数は140百万件と堅調に推移いたしました。

（注）JAバンク及びJFマリンバンクについては、業態としてそれぞれ1つとしております。

##### (金融サービス)

平成20年9月末現在、個人のお客さまの口座数は636千口座、預金残高は1,046億円となりました。そ

のうち、普通預金は724億円、定期預金は321億円であります。

代理・取次ぎ業務ではイトーヨーカドーの店舗内に設置している有人店舗「みんなの銀行窓口。」及びインターネット上に展開している「みんなのマネーサイト。」にて、取扱商品・サービスの拡充を図りました。なお、「みんなのマネーサイト。」においては、平成20年4月に複数の販売会社の投資信託500銘柄以上を検索・比較することができる「サクサク投信検索」サービスを開始しております。

#### 財務状態に関する分析

##### (資産)

総資産は、前事業年度末に比べ56,927百万円増加し545,065百万円となりました。

そのうちA T M運営のために必要な現金預け金と同15,966百万円増加し283,243百万円と過半を占めております。また、主に為替決済、日本銀行当座貸越の担保として保有する有価証券残高が同8,992百万円減少し88,856百万円、提携金融機関との一時的な立替金であるA T M仮払金と同1,899百万円増加し55,179百万円、A T Mを主とする有形固定資産残高が同2,187百万円増加し、19,400百万円となりました。

##### (負債)

負債合計は、前事業年度末に比べ52,912百万円増加し452,074百万円となりました。

そのうち預金残高（譲渡性預金を除きます）は同48,862百万円増加し219,411百万円、譲渡性預金残高は同9,260百万円増加し57,850百万円となりました。

##### (純資産)

純資産合計は、前事業年度末に比べ4,015百万円増加し92,990百万円となりました。

これは、中間純利益の計上及び剰余金の配当を主因として利益剰余金が3,935百万円増加したことによるものであります。

国内業務部門収支

当第2四半期会計期間の資金運用収支は△479百万円、役務取引等収支は20,322百万円、その他業務収支は△30百万円となりました。

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	△479
うち資金運用収益	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	265
うち資金調達費用	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	744
役務取引等収支	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	20,322
うち役務取引等収益	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	22,667
うち役務取引等費用	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	2,345
その他業務収支	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	△30
うちその他業務収益	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	8
うちその他業務費用	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	39

(注) 国際業務部門の収支はありません。また、特定取引収支はありません。

国内業務部門役務取引の状況

当第2四半期会計期間の役務取引等収益は、A T M関連業務21,839百万円及び為替業務133百万円当により合計で22,667百万円となりました。役務取引等費用は、支払為替手数料を含めて2,345百万円となりました。

種類	期別	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	22,667
うち預金業務	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	12
うち為替業務	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	133
うちA T M関連業務	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	21,839
役務取引等費用	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	2,345
うち為替業務	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	57
うちA T M関連業務	前第2四半期会計期間	—
	当第2四半期会計期間	2,240

(注) 国際業務部門の役務取引はありません。

国内業務部門預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	211,745
	平成20年9月30日	219,411
うち流動性預金	平成19年9月30日	186,152
	平成20年9月30日	174,357
うち定期性預金	平成19年9月30日	25,108
	平成20年9月30日	44,604
うちその他	平成19年9月30日	485
	平成20年9月30日	450
譲渡性預金	平成19年9月30日	93,880
	平成20年9月30日	57,850
総合計	平成19年9月30日	305,625
	平成20年9月30日	277,261

(注) 1 国際業務部門の預金残高はありません。

2 流動性預金＝普通預金

3 定期性預金＝定期預金

国内業務部門貸出金残高の状況

該当事項はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間における現金及び現金同等物は、前四半期会計期間末比1,301百万円増加し、283,243百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、以下のとおりであります。

当第2四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前四半期純利益7,815百万円及びA T M未決済資金の増加額12,094百万円等の増加要因が、譲渡性預金の減少額6,500百万円及びコールローンの減少額11,900百万円等の減少要因を上回ったことにより、542百万円となりました。

当第2四半期会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得・償還による収入額5,406百万円、有形固定資産の取得による支出3,669百万円等により、758百万円となりました。

当第2四半期会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローはありませんでした。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた問題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

## 1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	35,482	39,060	3,577
経費 (除く臨時処理分)	23,821	23,823	1
人件費	1,696	1,932	236
物件費	20,511	20,244	△266
税金	1,614	1,645	31
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・ のれん償却前)	11,661	15,237	3,576
のれん償却額	—	—	—
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	11,661	15,237	3,576
一般貸倒引当金繰入額	5	—	△5
業務純益	11,655	15,237	3,582
うち債券関係損益	△64	△74	△10
臨時損益	99	45	△54
株式関係損益	—	—	—
不良債権処理損失	△3	9	12
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	△3	9	12
その他の債権売却損等	—	—	—
その他臨時損益	96	54	△41
経常利益	11,755	15,282	3,527
特別損益	△1,230	△11	1,218
うち固定資産処分損益	△62	△11	50
税引前中間純利益	10,525	15,271	4,745
法人税、住民税及び事業税	3,941	6,238	2,297
法人税等調整額	357	△27	△384
中間純利益	6,226	9,059	2,833

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + その他業務収支  
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額  
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。  
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。  
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却  
6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

## 2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	0.54	0.57	0.02
（イ）貸出金利回	—	—	—
（ロ）有価証券利回	0.59	0.55	△0.03
(2) 資金調達原価	12.11	11.65	△0.46
（イ）預金等利回	0.35	0.37	0.02
（ロ）外部負債利回	1.00	0.89	△0.10
(3) 総資金利鞘	—	△11.56	△11.08
			0.48

(注) 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

## 3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	30.69	32.75	2.06
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	30.69	32.75	2.06
業務純益ベース	30.67	32.75	2.07
中間純利益ベース	16.38	19.47	3.08

## 4. 預金・貸出金の状況（単体）

### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (末残)	211,745	219,411	7,665
預金 (平残)	179,431	205,576	26,145
貸出金 (末残)	—	—	—
貸出金 (平残)	—	—	—

(注) 譲渡性預金を除いております。

(2) 個人・法人別預金残高（国内）

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	81,632	104,691	23,058
法人	130,113	114,720	△15,393
合計	211,745	219,411	7,665

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

該当事項はありません。

(4) 中小企業等貸出金

該当事項はありません。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」と言います）に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	30,500	30,500
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	30,500	30,500
	その他資本剰余金	12	1,239
	利益準備金	—	—
	その他利益剰余金	19,151	30,691
	その他	—	—
	自己株式（△）	5,868	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	2,562
	その他有価証券の評価差損（△）	9	—
	新株予約権	—	48
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 （上記各項目の合計額）	74,285	90,416
	繰延税金資産の控除金額（△）	—	—
	計 (A)	74,285	90,416
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—	

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	73	58
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	—	—
	計	73	58
	うち自己資本への算入額 (B)	73	58
控除項目	控除項目（注4） (C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	74,359	90,475
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	77,386	71,563
	オフ・バランス取引等項目	72	22
	信用リスク・アセットの額 (E)	77,459	71,585
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 （(G) / 8%） (F)	126,101	144,227
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額 (G)	10,088	11,538
	計 (E) + (F) (H)	203,561	215,813
単体自己資本比率（国内基準）= D / H × 100（%）		36.52	41.92
（参考）Tier 1 比率 = A / H × 100（%）		36.49	41.89

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い業務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限り)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいう。

#### 3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	115,368	55,344

### 第3 【設備の状況】

#### 1. 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2. 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、第1四半期会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,880,000
計	4,880,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,220,000	1,220,000	ジャスダック 証券取引所	—
計	1,220,000	1,220,000	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成20年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## (イ) 平成20年6月18日第7回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	184
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	184
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年8月13日～平成50年8月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	・発行価格 1株当たり236,480円 ・資本組入額 1株当たり118,240円
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。 2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。 3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。 4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。 5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。</p> <p>(1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>(2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>(3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合 当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p>

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 (以下、「付与株式数」といいます) は、1 株とします。  
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転 (以下、総称して「合併等」といいます) を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる 1 株未満の端株は切捨てるものとします。

(ロ) 平成20年 6 月18日 取締役会決議

	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21
新株予約権の行使時の払込金額	株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年 8 月13日～平成50年 8 月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行価格 1 株当たり 236, 480円</li> <li>・資本組入額 1 株当たり 118, 240円</li> </ul>
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権者は、執行役員の地位を喪失した日 (新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日) の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> <li>2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記3の契約に定めるところによる。</li> <li>3. その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>2. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</li> <li>3. 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</li> <li>4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の行使価額に、新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</li> <li>5. 新株予約権を行使することができる期間 「新株予約権の行使期間」欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</li> <li>6. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>7. 新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</li> <li>8. 再編成対象会社による新株予約権の取得事由 以下に準じて決定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社は、新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」欄の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</li> <li>(2) 当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</li> <li>(3) 新株予約権者が新株予約権割当て契約の条項に違反した場合 当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。</li> </ol> </li> </ol>

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」といいます）は、1株とします。  
2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」といいます）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができます。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日	—	1,220	—	30,500,000	—	30,500,000

## (5) 【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8-8	303,639	24.88
株式会社イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	196,961	16.14
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日2-18-2	52,400	4.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	43,700	3.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	36,361	2.98
株式会社ライフフーズ	福島県郡山市富久山町久保田古町48-1	30,000	2.45
バンク オブ ニューヨーク ジーシー エム クライアント アカウント ジェ イピーアールディ アイエスジー エフ イーエイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	27,785	2.27
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	20,000	1.63
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	16,055	1.31
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	15,000	1.22
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	15,000	1.22
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀 行株式会社)	東京都千代田区有楽町1-13-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	15,000	1.22
計	—	771,901	63.27

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	43,387株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	36,162株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	16,055株

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,220,000	1,220,000	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,220,000	—	—
総株主の議決権	—	1,220,000	—

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が2個含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	227,000	212,000	241,000	277,000	282,500	294,000
最低(円)	187,000	187,000	198,000	227,000	244,500	260,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

- 1．当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。
- 2．当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。  
なお、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）及び当中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、あずさ監査法人の中間監査を受けております。
- 4．当社は子会社等がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1【中間財務諸表】  
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	257,955	283,243	267,277
コールローン	87,900	73,900	28,000
有価証券	1 64,787	1 88,856	1 97,849
前払年金費用	100	115	118
未収収益	6,789	7,434	7,246
A T M仮払金	115,299	55,179	53,280
その他資産	1 1,218	1 1,048	1 1,051
有形固定資産	2 14,479	2 19,400	2 17,212
無形固定資産	14,822	14,574	14,794
繰延税金資産	1,786	1,379	1,373
貸倒引当金	73	67	67
<b>資産の部合計</b>	<b>565,065</b>	<b>545,065</b>	<b>488,137</b>
<b>負債の部</b>			
預金	211,745	219,411	170,548
譲渡性預金	93,880	57,850	48,590
コールマネー	-	-	1,700
借入金	65,000	65,000	65,000
社債	75,000	75,000	75,000
A T M仮受金	31,841	22,157	21,238
その他負債	10,492	12,155	15,240
未払法人税等		6,098	4,106
その他の負債		6,057	
賞与引当金	235	255	245
役員退職慰労引当金	245	-	270
リース解約損失引当金	2,337	243	1,328
<b>負債の部合計</b>	<b>490,779</b>	<b>452,074</b>	<b>399,162</b>
<b>純資産の部</b>			
資本金	30,500	30,500	30,500
資本剰余金	30,512	31,739	31,739
資本準備金	30,500	30,500	30,500
その他資本剰余金	12	1,239	1,239
利益剰余金	19,151	30,691	26,755
その他利益剰余金	19,151	30,691	26,755
繰越利益剰余金	19,151	30,691	26,755
自己株式	5,868	-	-
<b>株主資本合計</b>	<b>74,295</b>	<b>92,930</b>	<b>88,994</b>
その他有価証券評価差額金	9	11	19
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>9</b>	<b>11</b>	<b>19</b>
新株予約権	-	48	-
<b>純資産の部合計</b>	<b>74,285</b>	<b>92,990</b>	<b>88,974</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>565,065</b>	<b>545,065</b>	<b>488,137</b>

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
経常収益	41,139	45,234	83,663
資金運用収益	493	469	893
(うち有価証券利息配当金)	254	319	532
役務取引等収益	40,416	44,656	82,471
(うちATM受入手数料)	39,552	43,045	80,192
その他業務収益	53	19	23
その他経常収益	175	89	273
経常費用	29,383	29,951	59,012
資金調達費用	1,357	1,426	2,746
(うち預金利息)	203	274	432
役務取引等費用	4,057	4,576	8,328
(うちATM設置支払手数料)	3,813	4,229	7,796
(うちATM支払手数料)	135	180	306
その他業務費用	65	80	126
営業経費	※1 23,823	※1 23,823	※1 47,379
その他経常費用	※2 79	※2 44	※2 432
経常利益	11,755	15,282	24,650
特別利益	—	—	3
特別損失	※3 1,230	11	※3 1,310
税引前中間純利益	10,525	15,271	23,343
法人税、住民税及び事業税	3,941	6,238	8,736
法人税等調整額	357	△27	777
法人税等合計		6,211	
中間純利益	6,226	9,059	13,830

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
資本金			
前期末残高	30,500	30,500	30,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	30,500	30,500	30,500
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	30,500	30,500	30,500
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	30,500	30,500	30,500
その他資本剰余金			
前期末残高	5	1,239	5
当中間期変動額			
自己株式の処分	6	—	1,233
当中間期変動額合計	6	—	1,233
当中間期末残高	12	1,239	1,239
資本剰余金合計			
前期末残高	30,505	31,739	30,505
当中間期変動額			
自己株式の処分	6	—	1,233
当中間期変動額合計	6	—	1,233
当中間期末残高	30,512	31,739	31,739
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	18,756	26,755	18,756
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,831	△5,124	△5,831
中間純利益	6,226	9,059	13,830
当中間期変動額合計	394	3,935	7,998
当中間期末残高	19,151	30,691	26,755
自己株式			
前期末残高	△5,901	—	△5,901
当中間期変動額			
自己株式の処分	33	—	5,901
当中間期変動額合計	33	—	5,901
当中間期末残高	△5,868	—	—
株主資本合計			
前期末残高	73,861	88,994	73,861
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,831	△5,124	△5,831
中間純利益	6,226	9,059	13,830
自己株式の処分	39	—	7,134
当中間期変動額合計	433	3,935	15,133
当中間期末残高	74,295	92,930	88,994

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△11	△19	△11
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2	31	△8
当中間期変動額合計	2	31	△8
当中間期末残高	△9	11	△19
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	△11	△19	△11
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2	31	△8
当中間期変動額合計	2	31	△8
当中間期末残高	△9	11	△19
<b>新株予約権</b>			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	48	—
当中間期変動額合計	—	48	—
当中間期末残高	—	48	—
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	73,849	88,974	73,849
当中間期変動額			
剰余金の配当	△5,831	△5,124	△5,831
中間純利益	6,226	9,059	13,830
自己株式の処分	39	—	7,134
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2	79	△8
当中間期変動額合計	435	4,015	15,124
当中間期末残高	74,285	92,990	88,974

## (4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前中間純利益	10,525	15,271	23,343
減価償却費	4,693	7,124	11,491
貸倒引当金の増減(△)	2	0	△3
リース解約損失引当金の純増減(△)	27	△1,084	△982
事業所移転損失引当金の純増減(△)	△87	—	△87
資金運用収益	△493	△469	△893
資金調達費用	1,357	1,426	2,746
有価証券関係損益(△)	64	74	118
固定資産処分損益(△は益)	62	11	99
預金の純増減(△)	23,909	48,862	△17,287
譲渡性預金の純増減(△)	6,580	9,260	△38,710
コールローン等の純増(△)減	6,600	△45,900	66,500
コールマネー等の純増減(△)	—	△1,700	1,700
A T M未決済資金の純増(△)減	△29,830	△979	21,585
資金運用による収入	429	529	651
資金調達による支出	△1,353	△1,364	△2,695
その他	△75	445	△625
小計	22,409	31,508	66,949
法人税等の支払額	△7,641	△4,258	△12,426
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,768	27,249	54,523
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△232,146	△173,101	△434,594
有価証券の償還による収入	237,500	176,400	412,500
有形固定資産の取得による支出	△7,330	△7,124	△14,890
無形固定資産の取得による支出	△3,800	△2,333	△6,322
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,777	△6,159	△43,307
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
配当金の支払額	△5,831	△5,124	△5,831
自己株式の処分による収入	39	—	7,134
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,792	△5,124	1,303
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	3,197	15,966	12,519
現金及び現金同等物の期首残高	254,757	267,277	254,757
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 257,955	※1 283,243	※1 267,277

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同 左	有価証券の評価は、時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 6年～18年 動 産 2年～20年 （会計方針の変更） 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ291百万円減少しております。 （追加情報） 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 6年～18年 A T M 5年 その他 2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 6年～18年 A T M 5年 その他 2年～20年 （会計方針の変更） 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ1,059百万円減少しております。 （追加情報） 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
4. 繰延資産の処理方法	—————	—————	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括室が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査を行うこととしております。	(1) 貸倒引当金 同 左	(1) 貸倒引当金 同 左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同 左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間会計期間末については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理	(3) 退職給付引当金 同 左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給額を引当計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 (追加情報) 取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止することとし、平成20年6月18日開催の定時株主総会において、退職慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されました。これにより「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分282百万円については、「その他負債」に含めて表示しております。	(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を引当計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(5) リース解約損失引当金 第2世代ATMへの入替 えのため、従来のATMを リース契約期間終了前に解 約することにより将来発生 する損失に備えて、第2世 代ATM入替計画等に基づ いて合理的に見積もった額 を「リース解約損失引当 金」として計上しております。	(5) リース解約損失引当金 同 左	(5) リース解約損失引当金 同 左
6. 外貨建て資産及び 負債の本邦通貨への 換算基準	外貨建資産・負債は、主 として中間決算日の為替相 場による円換算額を付して おります。	同 左	外貨建資産・負債は、主 として決算日の為替相場 による円換算額を付して おります。
7. リース取引の処理 方法	リース物件の所有権が借 主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・ リース取引については、通 常の賃貸借取引に準じた会 計処理によっております。	所有権移転外ファイナン ス・リース取引のうち、リ ース取引開始日が平成20年 4月1日前に開始する事業 年度に属するものについて は、通常の賃貸借取引に準 じた会計処理によって おります。	リース物件の所有権が借 主に移転すると認められる もの以外のファイナンス・ リース取引については、通 常の賃貸借取引に準じた会 計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	(イ) 金利リスク・ヘッジ 一部の負債に金利スワッ プの特例処理を適用して おります。変動金利の相場 変動を相殺するヘッジにつ いて、個別にヘッジ対象を 識別し、金利スワップ取引 をヘッジ手段として指定 しております。	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左	(イ) 金利リスク・ヘッジ 同 左
9. 消費税等の会計処 理	消費税及び地方消費税の 会計処理は、税抜方式によ っております。	同 左	同 左
10. (中間) キャッシ ュ・フロー計算書に おける資金の範囲	中間キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、中間貸借対照表上の 「現金預け金」であり ます。	同 左	キャッシュ・フロー計算 書における資金の範囲は、 貸借対照表上の「現金預 け金」であります。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>—————</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>当中間会計期間においては、所有権移転外ファイナンス・リース取引を新たに行っておりませんので、中間財務諸表に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
<p>—————</p>	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券64,493百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は632百万円であります。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,962百万円</p> <p>3. 貸出コミットメント契約の締結 取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 15,000百万円 借入実行残高 — 差引額 15,000百万円</p>	<p>※1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券86,562百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は596百万円であります。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,233百万円</p>	<p>※1. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券92,027百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は587百万円であります。</p> <p>※2. 有形固定資産の減価償却累計額 9,506百万円</p> <p>3. 貸出コミットメント契約の締結 取引銀行4行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントの総額 15,000百万円 借入実行残高 — 差引額 15,000百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 2,731百万円 無形固定資産 1,961百万円</p> <p>※2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 「特別損失」は、固定資産処分損62百万円及びリース解約損失引当金繰入額1,056百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 4,771百万円 無形固定資産 2,352百万円</p> <p>※2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額0百万円を含んでおります。</p>	<p>—————</p> <p>※2. 「その他経常費用」には、株式交付費49百万円及び株式上場に係る費用277百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 「特別損失」は、固定資産処分損99百万円、リース解約損失引当金繰入額1,014百万円及び業務委託契約変更に伴う支出177百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220	—	—	1,220	
合計	1,220	—	—	1,220	
自己株式					
普通株式	53	—	0	53	(注)
合計	53	—	0	53	

(注) 自己株式の減少0千株は、平成19年8月3日付取締役会決議に基づく処分による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月1日 取締役会	普通株式	5,831	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

4. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月 31日残高	中間会計期間中 の変動額	平成19年9月 30日残高
繰越利益剰余金	18,756百万円	394百万円	19,151百万円

II 当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220	—	—	1,220	
合計	1,220	—	—	1,220	

（注）自己株式は存在いたしません。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間会計 期間末残高 （百万円）	摘要	
		前事業年度末	当中間会計期間				当中間会計 期間末
			増加	減少			
ストック・オ プションとし ての新株予約 権		—	—	—	48		
合計		—	—	—	48		

（注）自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成20年5月29日 取締役会	普通株式	5,124	4,200	平成20年3月31日	平成20年6月2日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	2,562	利益剰余金	2,100	平成20年9月30日	平成20年12月1日

Ⅲ 前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,220	—	—	1,220	
合計	1,220	—	—	1,220	
自己株式					
普通株式	53	—	53	—	(注)
合計	53	—	53	—	

(注) 自己株式の減少の内訳は次のとおりです。

平成19年8月3日付取締役会決議に基づく処分による減少0千株

平成20年1月22日付取締役会決議に基づく売出による減少53千株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月1日 取締役会	普通株式	5,831	5,000	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年5月29日 取締役会	普通株式	5,124	利益剰余金	4,200	平成20年3月31日	平成20年6月2日

4. 「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	平成19年3月 31日残高	当事業年度中の 変動額	平成20年3月 31日残高
繰越利益剰余金	18,756百万円	7,998百万円	26,755百万円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 <u>257,955</u> 現金及び現金同等物 <u>257,955</u>	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 <u>283,243</u> 現金及び現金同等物 <u>283,243</u>	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 <u>267,277</u> 現金及び現金同等物 <u>267,277</u>

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	1. ファイナンス・リース取引 (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産はありません。	
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 18,155百万円 その他 380百万円 合計 18,536百万円  減価償却累計額相当額 動産 10,235百万円 その他 100百万円 合計 10,336百万円  中間会計期間末残高相当額 動産 7,920百万円 その他 279百万円 合計 8,199百万円  ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 3,612百万円 1年超 4,727百万円 合計 8,339百万円  ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,221百万円 減価償却費相当額 2,142百万円 支払利息相当額 90百万円  ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引  ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 8,534百万円 無形固定資産 502百万円 合計 9,036百万円  減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,148百万円 無形固定資産 323百万円 合計 5,472百万円  中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 3,385百万円 無形固定資産 179百万円 合計 3,564百万円  ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1,797百万円 1年超 1,864百万円 合計 3,662百万円  ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,164百万円 減価償却費相当額 1,113百万円 支払利息相当額 46百万円  ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引  ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 13,907百万円 その他 502百万円 合計 14,409百万円  減価償却累計額相当額 動産 8,483百万円 その他 273百万円 合計 8,756百万円  期末残高相当額 動産 5,424百万円 その他 229百万円 合計 5,653百万円  ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 2,730百万円 1年超 3,047百万円 合計 5,777百万円  ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 3,961百万円 減価償却費相当額 3,774百万円 支払利息相当額 158百万円  ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。  ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 7百万円 1年超 8百万円 合計 16百万円	2. オペレーティング・リース取引

(有価証券関係)

※中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

I 前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）  
該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成19年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
債券	64,508	64,493	△15
国債	64,508	64,493	△15
合計	64,508	64,493	△15

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成19年9月30日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	294

II 当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）  
該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年9月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
債券	86,542	86,562	19
国債	86,542	86,562	19
合計	86,542	86,562	19

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成20年9月30日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	2,294

### Ⅲ 前事業年度末

1. 売買目的有価証券（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	97,588	97,555	△33	0	33
国債	97,588	97,555	△33	0	33
合計	97,588	97,555	△33	0	33

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。  
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当事項はありません。

6. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成20年3月31日現在）

	金額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	294

7. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成20年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	97,555	—	—	—
国債	97,555	—	—	—
合計	97,555	—	—	—

(注) 満期保有目的の債券はありません。

(金銭の信託関係)

I 前中間会計期間末

該当事項はありません。

II 当中間会計期間末

該当事項はありません。

III 前事業年度末

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成19年 9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△15
その他有価証券	△15
(+) 繰延税金資産	6
その他有価証券評価差額金	△9

II 当中間会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成20年 9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	19
その他有価証券	19
(△) 繰延税金負債	△7
その他有価証券評価差額金	11

### Ⅲ 前事業年度末

○その他有価証券評価差額金（平成20年3月31日現在）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△33
その他有価証券	△33
（+）繰延税金資産	13
その他有価証券評価差額金	△19

(デリバティブ取引関係)

I 前中間会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	35,000	110	110
	合計	—	110	110

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引 (平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

## II 当中間会計期間末

### (1) 金利関連取引（平成20年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	金利スワップ	30,000	34	34
	合計	—	34	34

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

### (3) 株式関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

### (4) 債券関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

### (5) 商品関連取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引（平成20年9月30日現在）

該当事項はありません。

### Ⅲ 前事業年度末

#### 1. 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容、目的及び取組方針

当社では、金利関連で金利スワップ取引を行っております。当該取引の利用目的は、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクを抑制することにより、短期的な売買差益の獲得を目的とする取引は行っておりません。

なお、「ポジション限度」及び「損失許容限度」は、社内ルールにより具体的に定められており、当社全体の金利リスクを「金利リスク額」として計測し、これに限度を設定して管理しております。

##### (2) リスクの内容

デリバティブ取引が内包する代表的なリスクは、信用リスクと市場性リスクであります。信用リスクは、信用供与先の財政状態の悪化により、資産の価値が減少ないし消失し、損害を被るリスクであり、市場性リスクは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクであります。

##### (3) リスク管理体制

当社は、経営に係る各種のリスク特性を認識し、適切に管理することにより、経営の健全性と効率性を確保するためのリスク管理体制を構築しております。取締役会により決定される「リスク管理の基本方針」により、全社的なリスク管理方針、各種リスク管理の基本方針、およびリスク管理組織・体制を定めており、この基本方針に基づき、経営会議にてリスク管理に関する諸規程を定めております。

リスク管理組織としては、全社的なリスク管理統括部署としてのリスク統括室リスク管理担当、各リスク管理統括部署、内部監査部署としての監査部等を設置しております。また、リスク管理に関する経営会議の諮問機関として、ALM委員会等の各種委員会を設置しております。

##### (4) 契約額・時価等についての補足説明

デリバティブ取引に係る「契約額等」は名目上の契約額又は計算上想定している元本で、その金額自体がリスク額を意味しているものではありません。

## 2. 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引（平成20年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ	35,000	—	76	76
	受取変動・支払固定	35,000	—	76	76
	合計	—	—	76	76

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

### (2) 通貨関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (3) 株式関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (4) 債券関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (5) 商品関連取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (6) クレジットデリバティブ取引（平成20年3月31日現在）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 48百万円

2 当中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第1回— 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第1回— 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名	当社執行役員 3名
株式の種類別のストック・オプション付与数 (注1)	普通株式 184株	普通株式 21株
付与日	平成20年8月12日	同左
権利確定条件	新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日 (新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日) の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左
権利行使期間	30年間 (自平成20年8月13日 至平成50年8月12日)	同左
権利行使価格	1株当たり 1円	同左
付与日における公正な評価単価 (注2)	新株予約権1個当たり 236,480円	同左

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式の1株であります。

III 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

- I 前中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）  
該当事項はありません。
- II 当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）  
該当事項はありません。
- III 前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）  
該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	63,674円56銭	76,181円89銭	72,930円25銭
1株当たり中間(当期)純利益金額	円	5,337円94銭	7,425円82銭	11,808円84銭
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円	—	7,425円49銭	—

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	6,226	9,059	13,830
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	6,226	9,059	13,830
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	1,166	1,220	1,171
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	—	0	—
うち新株予約権	千株	—	0	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—	—

2. 前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)における潜在株式調整後1株当たりの中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>該当事項はありません。</p>	<p>同 左</p>	<p>(ストック・オプション)</p> <p>当社は、平成20年6月18日開催の第7回定時株主総会及び同日開催された当社取締役会においてストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>ストック・オプションの内容</p> <p>1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由</p> <p>当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績や株式価値と連動したものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、退職慰労金制度を廃止し、これと同等の経済価値を有する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を、年額60百万円を限度として当社の取締役(社外取締役を除く 以下同じ)に対して新たに発行する。</p> <p>また、執行役員(取締役を除く 以下同じ)に対する報酬制度についても、同様の目的から退職金を廃止し、これと同等の経済価値を有する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を発行する。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受ける者</p> <p>当社取締役 5名 当社執行役員 3名</p> <p>3. 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数</p> <p>当社取締役に対して当社普通株式、300株とする。</p> <p>当社執行役員に対して当社普通株式、36株とする。</p> <p>なお、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という)を行う場合、</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>株式の無償割当てを行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切捨てるものとする。</p> <p>(2)新株予約権の総数</p> <p>当社取締役に対して300個とする。 当社執行役員に対して36個とする。</p> <p>新株予約権1個につき目的である株式数（以下、「付与株式数」という）は、当社普通株式1株とする。</p> <p>上記総数は、割当て予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。</p> <p>ただし、(1)により新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む 以下同じ）付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>(3)新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否</p> <p>取締役</p> <p>新株予約権の割当て日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、会社法第246条第2項の規定に基づき、金銭の払込に代えて、取締役が当社に対して有する報酬債権と相殺するものとする。</p> <p>執行役員</p> <p>新株予約権の割当て日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。ただし、当該払込金額については、金銭の払込に代えて、執行役員が職務執行の対価として当社に対して有する報酬債権と相殺するものとし、有利な条件による発行には該当しない。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使目的となる株式1株当たりの支払金額である1円に、(2)に定める新株予約権1個当たりの付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>(5)新株予約権を行使することができる期間  平成20年7月23日から平成50年7月22日までとする。</p> <p>(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切上げるものとする。  新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等限度額より上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7)譲渡による新株予約権の取得の制限  譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(8)新株予約権の権利行使の条件  新株予約権者は、取締役については当社の取締役の地位を、執行役員については当社の執行役員の地位を喪失した日（新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日）の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。  新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記の契約に定めるところによる。  その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
		<p>(9)新株予約権の取得事由及び条件          当社は、新株予約権者が(8)の権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合又は権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。</p> <p>当社は、以下の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案          ロ 当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案          ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>新株予約権者が「新株予約権割当て契約」の条項に違反した場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(10)組織再編時の取扱い          当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数          組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切捨てる。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 (5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権の行使の条件 (8)に準じて決定する。</p> <p>再編対象会社による新株予約権の取得事由 (9)に準じて決定する。</p> <p>(11)端数の切捨て 新株予約権者に交付する株式の数に1株未満の端数がある場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(12)新株予約権の割当て日 平成20年7月22日</p>

## 2 【その他】

### (1) 第2四半期会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

	(単位：百万円)
	当第2四半期会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	22,979
資金運用収益	265
(うち有価証券利息配当金)	165
役務取引等収益	22,667
(うちATM受入手数料)	21,839
その他業務収益	8
その他経常収益	37
経常費用	15,189
資金調達費用	744
(うち預金利息)	142
役務取引等費用	2,345
(うちATM設置支払手数料)	2,150
(うちATM支払手数料)	90
その他業務費用	39
営業経費	12,032
その他経常費用	26
経常利益	7,790
特別利益	27
特別損失	1
税引前四半期純利益	7,815
法人税、住民税及び事業税	3,117
法人税等調整額	71
法人税等合計	3,189
四半期純利益	4,625

### (2) その他

#### 中間配当

平成20年11月6日開催の取締役会において、第8期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 2,562百万円

1株当たりの中間配当金 2,100円

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社セブン銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 寅喜 (印)

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月25日

株式会社セブン銀行  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 陽一 ⑩

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宮田 世紀 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社セブン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社セブン銀行の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成20年11月26日
<b>【会社名】</b>	株式会社セブン銀行
<b>【英訳名】</b>	Seven Bank, Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 安齋 隆
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	-
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 安齋 隆は、当社の第8期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。

宝印刷株式会社印刷